

中山間地域等直接支払交付金事業に係る内容別の手続きについて

◎ 生じた変更等の内容によって、下記に基づいた手続きを行い、必要書類等を提出してください。適切な手続きが行われない場合、交付金を返還しなければならない可能性があります。

1 協定農用地の管理者の農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合、今後上回る可能性が高い場合（個人情報保護の観点から、管理者本人による提出をお願いします。）

- 必要書類…(1) 農業従事者数を確認できる資料（作業日誌等）
(2) 負債内容を確認できる資料（借入金内訳（設備投資・運転資金）等資料）
(3) 所得課税扶養証明書の写し

手続き時期…該当年度の協定認定申請期限である6月30日までに

2 協定農用地の面積を追加する場合、交付金の積立・繰越に係る計画を変更する場合、繰越額が発生した場合（変更箇所の赤字下線表示をお願いします。）

- 必要書類…(1) 参考様式第4号（計画変更の認定申請書（鑑））
(2) 参考様式第4号関係書類

手続き時期…該当年度の協定認定申請期限である6月30日までに

3 自然災害により被災した協定農用地を復旧する場合

- 必要書類…(1) 参考様式第15号（災害復旧計画書）
(2) 現況が分かる写真及び位置図

手続き時期…被害後、速やかに

4 協定役員を変更する場合、協定農用地の管理方法を変更する場合、協定農用地の管理者を変更する場合、新たな構成員を追加する場合

- 必要書類…(1) 変更届出書
(2) 農業所得の確認に関する承諾書（新たな構成員を追加する場合のみ）

手続き時期…変更があった場合、速やかに